

民間施設の緑化について(お願い)

「佐賀市みどりあふれるまちづくり条例」が平成20年6月1日に施行となりました。

この条例は、市・市民・事業者が協働でみどりあふれるまちづくりを進めていく上で必要となる共通のルールを定めたものです。

この条例の施行に伴い、下記(第12条)の行為を行う方は、敷地の緑化計画について佐賀市と事前に協議を行い、「緑化計画書」の提出をしていただきます。

◆ 佐賀市みどりあふれるまちづくり条例(抜粋) ◆

(接道部の緑化)

第10条 市、市民及び事業者は、その所有し、管理し、又は占有する土地の緑化を行う場合は、不特定の者が通行の用に供する場所に面する土地(以下「接道部」という。)及び通行人から見える場所の緑化を優先して行うよう努めなければならない。

(公共施設の緑化)

第11条 市長は、市が設置し、又は管理する公共施設について、規則で定めるところにより緑化推進等に努めなければならない。

2 市長は、国、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人(以下「国等」という。)及び他の地方公共団体に対し、これらの者が設置し、又は管理する公共施設について、規則で定めるところにより緑化推進等を図るよう求めることができる。

(民間施設の緑化)

第12条 次に掲げる行為を行おうとする者(国等及び地方公共団体を除く。)は、規則で定めるところにより作成した緑化計画を市長に提出しなければならない。

(1) 高さが15メートルを超える建築物若しくは地上の階数が4以上の建築物又は延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物の建築

(2) 1,000平方メートル以上の敷地における都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為

(3) 1,000平方メートル以上の敷地における建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項又は第6条の2第1項の確認を受けて行う建築物の建築

(4) 1,000平方メートルを超える敷地における農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項又は第5条第1項の許可を受けて行う行為又は届出に係る行為

2 前項の規定は、次に掲げる行為については適用しない。

(1) 工場立地法(昭和34年法律第24号)第6条第1項の規定による届出に係る行為

(2) 風致地区内における建築等の規制に関する条例(昭和45年佐賀県条例第19号)第2条第1項又は佐賀市風致地区内における建築等の規制に関する条例(平成16年佐賀市条例第1号)第2条第1項の許可に係る行為

■問い合わせ 佐賀市役所 緑化推進課 緑化推進係 TEL:0952-40-7164

E-mail: green@city.saga.lg.jp

HP: [くらしの情報](#) → [生活・環境・市営住宅:公園・みどり](#) → [各種届出・様式](#)

1. 緑化基準

○緑地 10 m²当たり高木 1 本、または低木 20 本以上を植栽してください。

○接道部の植栽帯の幅は1メートルを標準とします。

○接道部延長及び敷地面積に対する緑化の割合は、下記のとおりです。

・ $\text{接道部緑化延長} \geq \text{接道部延長} \times \text{接道部緑化基準(率)}$

・ $\text{敷地内緑化面積} \geq \text{敷地面積} \times \text{敷地内緑化基準(率)}$

※接道部：道路に接する敷地部分

【緑化基準(率)】

施設等 区分	敷地面積 3,000 m ² 未満	敷地面積 3,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満		敷地面積 10,000 m ² 以上	
	接道部緑化 基準	接道部緑化 基準	敷地内緑化 基準	接道部緑化 基準	敷地内緑化 基準
共同住宅・ 宿泊施設等	接道部延長の 6/10	接道部延長 の 7/10 ※1	敷地面積の 3%	接道部延長 の 7/10 ※1	敷地面積の 5%
事務所 店舗 工場等	接道部延長の 5/10	接道部延長 の 6/10 ※1	敷地面積の 3%	接道部延長 の 7/10 ※1	敷地面積の 5%
庁舎 学校等	接道部延長の 7/10	接道部延長 の 7/10 ※1	敷地面積の 3%	接道部延長 の 7/10 ※1	敷地面積の 5%
駐車場 その他 個人住宅	接道部延長の 6/10	接道部延長 の 6/10 ※1	敷地面積の 3%	接道部延長 の 7/10 ※1	敷地面積の 5%

※1 敷地内緑化面積に加えることも可。(ダブルカウント)

- (注) 1. 高さ 15m を超える若しくは、地上の階数が 4 以上の建築物又は述べ面積が 1000 m² を超える建築物の建築の場合、敷地面積が 1000 m² 未満であっても対象となります。
2. 同一敷地の建物が 2 以上の用途に供される場合、その主な用途により扱うものとします。
3. 主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為(宅地の分譲)については、開発公園の緑化(10%以上)を行うものとします。
4. 接道部や敷地の中で通行人から見える場所の緑化を優先してください。
5. 塀やフェンスを接道部に設ける必要がある場合は、道路境界からセットバックし道路側を緑化してください。 塀などで道路からの見通しが妨げられる場合は、緑化延長として加算しません。

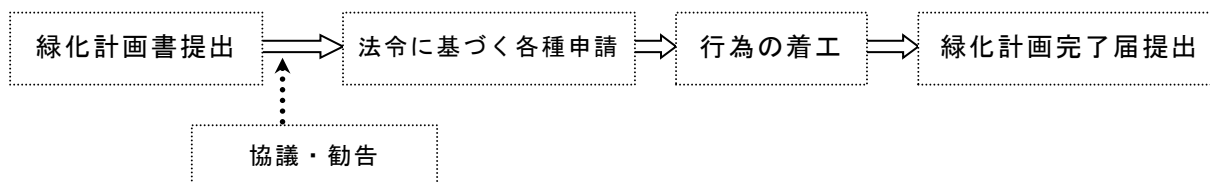
◎緑化と認められないもの

- ・建築物内(室内)の緑地。
- ・可動式(フラワーポットやプランターなど)での緑化。

2. 緑化協議の流れ

◎緑化計画書の提出の時期

その行為に着手する日の30日前までに緑化計画書を提出してください。



◎緑化計画書の提出

◆2部提出してください

正本1部:市控

副本1部:審査後、申請者へ届出受理書と共にお渡しします

添付書類

○位置図

縮尺 1/2,500 以上

○外構平面図

縮尺 1/200 以上で、垣・さく・塀・門・擁壁・植栽等の敷地内の外部構成を記載。

緑化箇所を緑色で着色してください。

◆緑化計画書提出後に、その計画について変更する場合は、軽微なものについては完了届での変更としてください。基準を満たしていたもの変更により基準を下回る場合や、大きな変更がある場合は、変更した内容で再度緑化計画書を提出してください。

◎緑化完了届の提出

計画完了後に1部提出してください

添付書類

○外構平面図

縮尺 1/200 以上で、垣・さく・塀・門・擁壁・植栽等の敷地内の外部構成を記載したもの。

緑化箇所を緑色で着色してください。

○緑化完了写真

3. 緑化面積の算定方法

都市緑地法施行規則を参考に算定。

○平面緑化面積(区画された緑地)

・低木その他の地被植物・・・表面が覆われている部分の水平投影面積。

※高木植栽の場合は、ダブルカウント。

・花壇その他これらに類するもの・・・植栽基盤の水平投影面積

※高木植栽の場合は、ダブルカウント。

○樹木植栽による緑化換算(1本あたり)

樹木の高さ		緑化面積	接道部緑化延長
1m以上2m未満	⇒	1.1㎡	1.2m
2m以上2.5m未満	⇒	3.8㎡	2.2m
2.5m以上4m未満	⇒	8.0㎡	3.2m
4m以上	⇒	13.8㎡	4.2m

※ 植栽時点の苗木の大きさで表にあてはめてください。

※ 低木のうち、1m以上のものを含む。

○生垣緑化

延長に0.6mを乗じて得た面積。

○壁面緑化・屋上緑化

壁面緑化は、壁の正面から見た際の面積(鉛直投影面積)。

屋上緑化は、樹木緑化等の規定による。

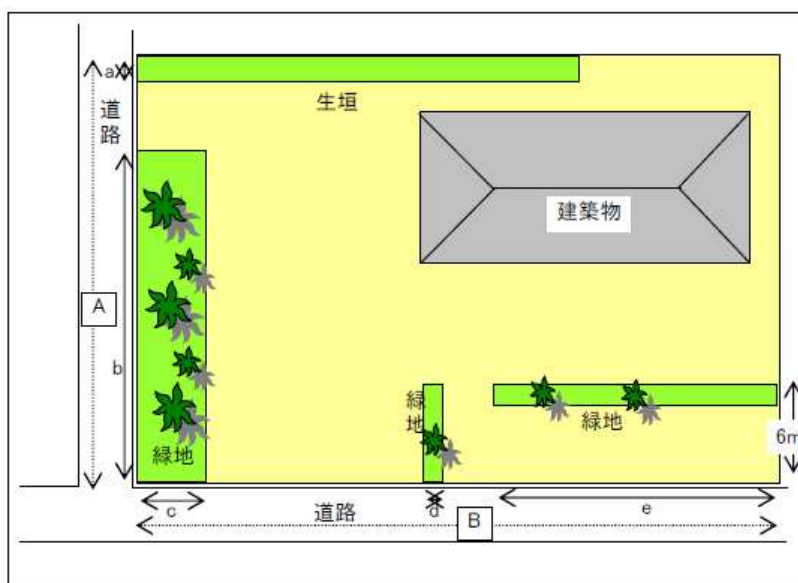
○その他の緑化面積

・水流その他これらに類するもの・・・水平投影面積

・既存のみどり・・・平面緑化から屋上緑化までの例による。

(ただし、完成時に残るみどりのみの記載となります。)

4. 接道部の範囲(道路:国道・県道・市道・その他一般の人が通る道)



道路に接する部分から垂直に奥行き6m程度までの範囲の土地を接道部とみなします。

(B)接道部延長 $A+B$

(C)接道部緑化延長 ①+②

①平面緑化による

接道部緑化延長 $a+b+c+d+e$

②高木による緑化延長

(樹木高さ2.5mの場合)

$3.2m * 8本 = 25.6m$

5. 高木・低木の定義

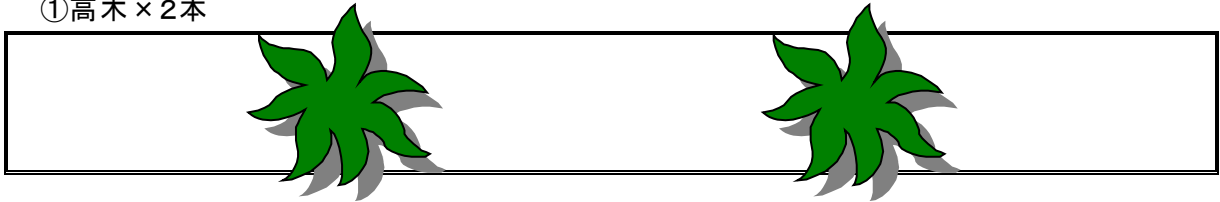
- ・ 高木とは、通常の成木の高さが3m以上の樹木。植栽時に1m以上のもの。
- ・ 低木とは、高木以外で植栽時に0.3m以上のもの。竹類は低木に含む。

高木	アラカシ・イチョウ・イヌマキ・イスノキ・ウバメガシ・エノキ・エンジュ・オトメツバキ・キンモクセイ・クスノキ・クロガネモチ・ケヤキ・コナラ・コブシ・サザンカ・サンゴジュ・シダレヤナギ・シラカシ・スダジイ・ソメイヨシノ・タイサンボク・台湾フウ・タブノキ・ツバキ類・トウカエデ・トチノキ・ナツツバキ・ナンキンハゼ・ネズミモチ・ハナミズキ・ヒイラギ・ヒイラギモクセイ・ホルトノキ・マテバシイ・モチノキ・モッコク・ヤブツバキ・ヤマモモ・ユズリハ・ユリノキ など
低木	アオキ・アベリア・イヌツゲ・オオムラサキツツジ・カナメモチ・カンツバキ・キョウチクトウ・クチナシ・サツキツツジ・シャリンバイ・ドウダンツツジ・トベラ・ハクチョウゲ・ハマヒサカキ・ヒラドツツジ・ボックスウッド・マサキ など

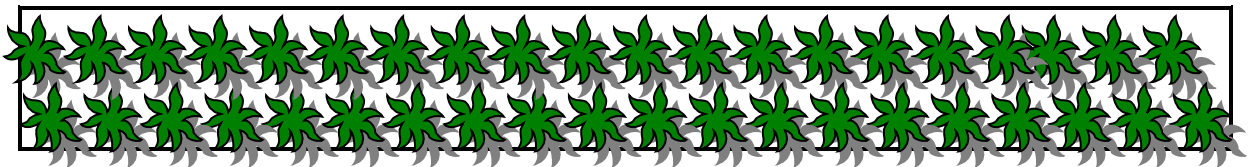
6. 植栽の基準

1. 区画された緑地（「幅1m×長さ20m＝20㎡」の植栽帯の場合）

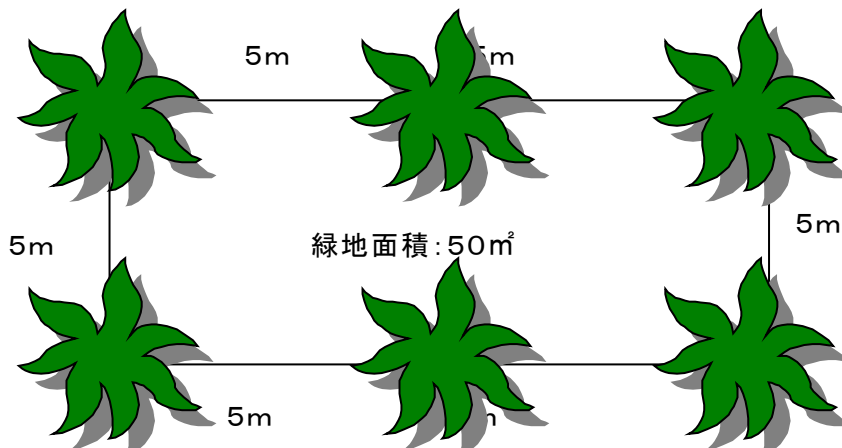
①高木×2本



②低木×40本以上



2. 区画されていない高木に囲まれる土地は、高木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積を緑地面積とする。但し、樹間距離は5m以内とする。

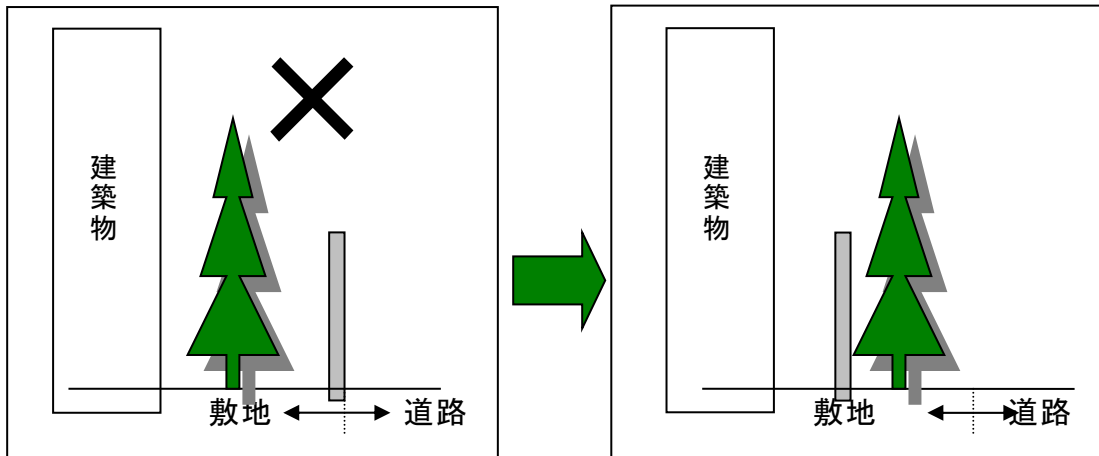


7. 緑化の事例

○接道部の緑化

1. フェンス、塀

接道部にフェンス・塀等を設ける場合には、フェンス・塀等を道路から後退させ、その前面を緑化してください。



接道部の緑化の例



例① 芝生と高木低木を組み合わせた例

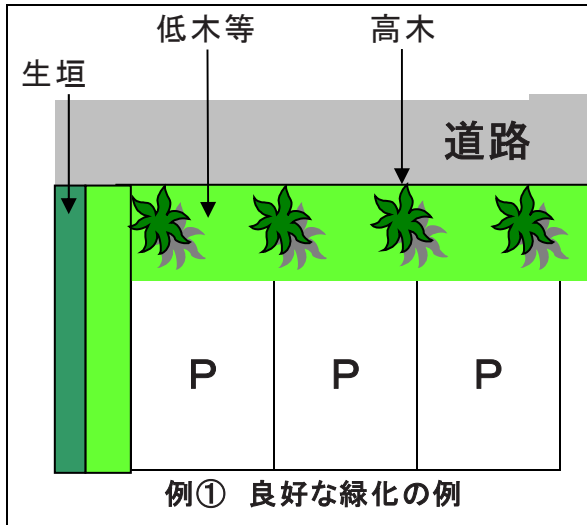


例② フェンス外側の植栽帯の例

○駐車場の緑化

駐車場は、外周に高木、車止め後方に植栽基盤を設け、低木等による緑化に努めてください。また、可能な限り植栽マスなどを設け、高木を優先した緑化を行ってください。

駐車場の緑化の例



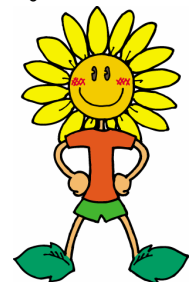
緑化ブロックについては、緑化ブロック施工面積の50%を緑地として計上します。ただし、使用する緑化ブロックのカタログを添付した場合、カタログ記載の緑化率で計算します。

◎植栽後の維持管理

植栽された樹木等を良好な状態に保つため、適切な維持管理に努めてください。



”みどりあふれる佐賀市”
をともに目指しましょう!



2020. 4. 1